

体力ともに低下し、疲労が蓄積していった。

ようやく納期に目途がたった事故当日の午後7時40分頃、Iさんが釣り上げていた重さ約2トンの鋼物の下に潜り込んで最終作業をしようとした際、釣り上げていた鋼物がクランプから突然外れて落下し、右足甲部が鍋物の下敷きとなって右足開放骨折という大事故が発生した。一步間違えば、死亡事故につながる大惨事となったといっても過言ではないほどの大事故だった。

Iさんから相談を受け、災害発生は労働災害にあたるべきものとして、加古川労働基準監督署へ偽装請負であったとする申立書を提出した。労基署は、Iさんと株式会社Sへのヒアリングを行い、Iさんの労働者性を認め、療養補償給付及び休業補償給付について支給決定をした。


労基署は、Iさんの労働者性について以下の判断をした。①使用従属関性について、Iさんには仕事の依頼、業務指示等に対する諾否の自由がなかった。②Iさんと株式会社S社長とのメールのやり取りから、Iさんは事業主の指揮監督の下で労働していた。③事業主からの指示により出退勤時にタイムカードを打刻して労働時間を管理されており、拘束性があった。④Iさんがアルバイト就業以降も株式会社Sの事業主の下で継続勤務していることにより、代替性はなかった。⑤労務に対する対価として、労働時間数に時給単価を掛けた額が事業主から支払われており、労務対償

性が認められる。

また、労働者性の判断を補強する要素として、Iさんが仕事で使用する道具類を除き、機械設備(クレーン、チェーン等)や資材は株式会社Sのものを使用している、Iさんに機械、器具等の負担の事実は認められないこと、報酬は20日締めと同月初日払いであったことなどから、Iさんは事業主の指揮監督の下で労働に従事していたこと、報酬の労務対償性があったことが推認されることとして、「本件請求人(Iさん)については労働基準法上の労働者と

し、請求のあった療養補償給付支給請求書については支給決定してよいものと史料する」と結論づけた。

今回のIさんの相談は、非常に悪質な偽装請負であり、事業主の安全配慮義務違反は明らかで、事業主責任を到底免れるものではない。

労災支給決定を受けたIさんは現在もリハビリを続けている。一日も早い回復を祈り、当センターとしてあかしユニオンとともに  (ひょうご労働安全衛生センター)

アルバイト時の建材立証要求 富山●石綿裁判で東京地裁が不当判決

富山県在住の野村美雪さんの夫、光弘さん(故人)は、1980年代前半の学生時代、アルバイトで建設等の作業に従事したことが原因で悪性胸膜中皮腫を発症し、2013年1月に47歳で亡くなられた。労災認定はされたが、アルバイト当時の賃金はさわめて低額であり、亡くなる直前にアスベストセンターなどが実施したホットラインに、製造メーカーの責任を追究できないかという相談を寄せていた。

光弘さんの作業は、ボンドでコンクリートに石膏ボードを直接貼るGL工法という、製造メーカー「吉野石膏」独自のもの。取り扱っていた建材は限定される。

ユニオンは、直接雇用主であった、その名も「ジーエル本江」に団体交渉を要求した。ジーエル本江は、吉野石膏の製品を使用していたことを認めながらも、自社にも元請各社にもアスベスト発病者はいないなどとして、団体交渉を拒否。吉野石膏に対しても代理人弁護士が話し合いによる解決を求める通知書を送付したが、「法的責任はない」との回答。やむなく美雪さんと息子さんら遺族は2014年8月、ジーエル本江と吉野石膏を相手取り、1億1600万円余の損害賠償を求める裁判を東京地裁に提訴した。

そして3年余の審理の末、2018年1月12日、東京地方裁判所は、

ご遺族の請求を全面的に棄却する不当な判決を言い渡した。

労働基準監督署は、当時の吉野石膏の石膏ボードにアスベストが含有されていたと会社も認めているとして労災認定した。厚さ9mmの不燃石膏ボードにアスベストが含まれていたことは争いが無い。ところがジーエル本江は、富山では12mmの石膏ボードしか使っていないと主張。吉野石膏も9mmの準不燃石膏ボードと比べ、アスベストを含有した9mmの不燃石膏ボードは製造量が少なかったと主張。原告側は、一級建築士や現場労働者の陳述書を提出して、ジーエル工法で9mmの不燃石膏ボードも使っていたと主張した。

裁判所は、9mmの石膏ボードをジーエル本江が使用していたと認めるに足りる的確な証拠はないとした。そして、光弘さんが労基署の聴取で述べている、建設現場での吹き付けアスベスト曝露も会社の主張を鵜呑みにして、否定した。一方で裁判所は、光弘さんが大学卒業後に中古自動車販売業に従事したことがあるから自動車のアスベスト曝露の可能性があると、ジーエル本江で曝露したと認めるに足りないとした。

仮に本人が生きていたとしても、20年以上前のアルバイト先での建設現場の状況、使われていた建材の種類などを特定して証明することなど、できるはずがない。ましてやご遺族にそれを求めるのは不可能に近い。例えば、長年現場で働いてきた建設労働

者の裁判ですら、個別の労働者が使用していた建材の特定が困難であるがゆえに、製造メーカーのシェアに基づいて賠償を命じたくらいだ(東京高裁、京都地裁)。

実は裁判長の訴訟指揮自体も許せないものだった。そもそも上記一級建築士の証人は、いったん採用されたが、たまたま尋問当日に病気療養のため実現しなかった。その後、復帰が確認されて、代理人が尋問期日を入れるよう求めたところ、裁判長は、とりあえず保留とし、その「最大の理由は病気です」などと説明した。その次の口頭弁論では、その証人が傍聴席にかけつけ元気であることを示し、あらためて代理人が尋問することを求めたところ、合議の末、理由は一切語らず、「証人採用を取り消します」とした。

また、証人調べのときに傍聴席

でおしゃべりする人がいた。通常は、ただちに「静かにしなさい」などと注意し、それでも従わなければ退廷を命じられるだろう。ところが裁判長は、直接注意するでもなく、裁判所職員に注意するよう指示するでもなく、漫然と放置した上で、突然「そこ静かにしろ! お前だよ!」などと何を言っているのか理解できないような言い方で激しく怒鳴り出した。裁判所とは思えない異常な様相であった。

判決当日は報道関係者も駆け付け、感想を求められた美雪さんは次のように述べた。「こんな判決は絶対に納得できません。私ではなく主人が企業の責任を問うと考えていたからこそ、私は裁判に踏み切りました。あきらめるわけにはいきません」。アスベストユニオンも原告や弁護団と共に勝利まで闘う決意である。

(アスベストユニオン)

半導体労働者の白血病リスク 韓国●女性で2.57倍高いとする調査結果

■今年最高の「飛び板」判決に
大法院のサムソン職業病認定

「民主社会のための弁護士会(民弁)」は、2016年12月1日から2017年11月14日までの大法院をはじめとする各級裁判所と憲法裁判所の決定を審査した結果、10件の「飛び板(=弾みがついたよい)」判決などを選定した。

民弁は大法院が今年8月29日、

サムソン電子の多発性硬化症を労災認定した判決を最高の判決に挙げた。1、2審は原告の業務と多発性硬化症の発病の間には相当因果関係を認めにくいとして、原告の請求を棄却した。有害化学物質の測定値が曝露許容基準の範囲内で、業務と疾病の相関関係が少ないという疫学調査の結果のためだった。大